

千葉市生活保護世帯等学習・生活支援事業業務委託における質問と回答

※質問の趣旨を損なわない範囲で、一部質問内容を修正しております。

質問項目 1

項目：仕様書 2 頁、4. 業務内容 (2) 生活支援に関する業務 イ生活習慣の定着サポート
内容：令和 2 年度の家庭訪問及び個別面談の実績について、人数及び頻度をご教授ください。

回答

令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、対面での面談が必要な場合を除き、電話面談等を活用し、支援を実施しているため、実績に関しては家庭訪問等の対面式の面談に限らず回答させていただきます。

生活習慣の定着サポートとしては、月に 1 回程度、授業開始前に就寝時間等の生活習慣を聞き取り、必要に応じて指導・助言を実施しています。

この聞き取りは、授業時に参加者全員に実施しているものであり、回数等の集計は行っていません。

なお、長期欠席者に対する利用勧奨については、授業開始時の令和 2 年 6 月から令和 3 年 1 月までの間で、電話・対面含めて 76 件、面談を実施しています。

質問項目 2

項目：仕様書 2 頁、4. 業務内容 (2) 生活支援に関する業務 ウ保護者への支援
内容：令和 2 年度の家庭訪問やイベント、相談会の実施実績についてご教授ください。

回答

保護者への支援のみを目的とした家庭訪問の実績はありませんが、上記の長期欠席者への利用勧奨の面談の際に、家庭での生活状況等を聞き取り、必要に応じて助言等を行っているのに加え、相談窓口を設置し支援を行っています。

また、保護者への支援に関するイベントについては、高校進学に向けた進学セミナーを感染症対策のため、動画配信する形式で実施しました。

質問項目 3

項目：実施要領 1 頁、3 委託業務（4）委託料

内容：過年度の委託金額をご教授ください。

回答

令和元年度 23,991,619 円（定員 140 名）

令和 2 年度 51,998,650 円（定員 240 名）

質問項目 4

項目：実施要領 3 頁、5 参加に関する手続き（2）参加申込み エ 提出書類
（ウ）企業概要別紙 4

内容：「千葉市近隣の営業拠点」について市内に複数ある場合は、代表的な拠点を記載する形でよろしいか。

「委託された場合の営業拠点」については、受託後、参加者や保護者への案内等を行う拠点という理解でよろしいか。

回答

「千葉市近隣の営業拠点」については、市内の代表的な拠点で構いません。

「委託された場合の営業拠点」については、受託時に事業責任者が常駐し、事務を行う拠点の記載をお願いいたします。

質問項目 5

項目：仕様書 4 頁、5 実施体制、支援員の配置人数

内容：支援員数について、参加者 3～5 名に 1 名と定められているが、学校の試験対策等の共通内容が多い場合は、グループ学習やホワイトボードを活用した補講形式での指導は可能でしょうか。

回答

これまでの事業実施の中で、参加者の学力に大きく幅があることが確認されており、高校進学のための学力向上のためには、各参加者の学力に応じた個別支援が必要となります。

したがって、原則として、個別学習での支援をお願いします。

なお、試験前に出題傾向等を講義形式で説明すること等を妨げるものではありませんが、その際は、講義形式での説明は時間を区切って行い、その後に個別学習を実施する等、支援員数は仕様書記載の人数の確保したうえで、実施をお願いします。

その他、学力向上等のための効果的な実施方法があれば、個別学習を原則としたうえで、プロポーザルにて、ご提案ください。

質問項目 6

項目：仕様書 1 頁、1 業務の目的、(2) 出席率、(3) 辞退率

内容：出席率及び辞退率の算出の定義をご教授ください。

例えば、申込後一度も利用せずやめた参加者、申込の段階で利用希望を取り消した参加者、参加決定したが、一度も参加していない参加者をカウントするのかなど。

回答

出席率及び辞退率の算出にあたっては、原則として、参加意思の確認がとれた者について、各割合算出の対象としてカウントしてください。

参加意思の有無については、単に申込があったことにより判断するものではなく、参加決定後に聞き取りを行うことで確認することとします。

したがって、申込の段階で利用希望を取り消した参加者、及び参加決定をしたが、参加意思の無い参加者については各割合算出の対象としないこととします。

参加意思はあるが、何らかの理由で出席できていない者については、利用勧奨を実施頂き、参加できるよう、また辞退に至らないよう支援をお願いいたします。

質問項目 7

項目：仕様書 6 頁、9 会場における注意事項、(3) 中央区会場②（蘇我コミュニティセンター）、若葉区会場②（千城台コミュニティセンター）緑区会場②（あすみが丘プラザ）

内容：各会場使用料は年間回数分の一括前払いが可能かご教授ください。

回答

年間一括前払いの可否は下記のとおりです。

上記 3 会場については、千葉市から指定を受けた管理者が施設を管理しており、会場ごとに取り扱いが異なります。

※下記の内容は、現在の状況であり、今後新型コロナウイルス感染症の影響により、取扱いが変更になる場合があります。

○中央区会場②（蘇我コミュニティセンター）

年間一括前払いは制度としてはあるが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により会場使用のキャンセルが多くあることから、一括払いの運用を停止し、利用回ごとの支払いのみの扱いとしている。

○若葉区会場②（千城台コミュニティセンター）

年間一括前払いは可能。

○緑区会場②（あすみが丘プラザ）

令和 3 年度より、管理者が変更となるため、今後の取扱いは未定。